

無資格者の施術にご注意を！

～ 「あん摩マッサージ指圧」「柔道整復」等は有資格者による施術を受けましょう ～

北海道では厚生労働省及び資格者団体と連携して、無資格者による「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」、「鍼灸」の防止に努めています。

「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」、「鍼灸」の施術を受ける場合は、医業類似行為に関する制度をご理解のうえ、有資格者による施術を受けましょう。



○医業類似行為に関する制度

現在、国内において行われている医業類似行為は、法的な資格制度のある、あん摩マッサージ指圧・鍼灸・柔道整復と、その他の施術に大別されます。

医業類似行為

法的な資格制度がある

あん摩・マッサージ・指圧
鍼（はり）・灸（きゅう）
柔道整復

法的な資格制度がない

— その他の施術

※ 医師以外の者が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

○ お問い合わせ先 北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課医務薬務グループ

TEL 011-204-5989